

浜松市選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月1日

浜松市選挙管理委員会委員長 原 拓也

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（平成19年浜松市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金控除のための書類の確認の印) 第42条 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号） <u>第47条の2第3項第3号</u> に規定する書類に押す市委員会の印は、第24号様式による。	(寄附金控除のための書類の確認の印) 第42条 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号） <u>第47条の2第3項第2号</u> に規定する書類に押す市委員会の印は、第24号様式による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(あらまし)

この規程は、所得税法施行規則の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。